関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四、九二六、五九八トン
一四	三二五、四三八トン

○財務省告示第八十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十一万七千六百七十三トン

二　冷凍牛肉　二十六万四千四百二十三トン

2　平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十万九千六百八十トン

二　冷凍牛肉　十一万二百五十六トン

○財務省告示第八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　七十一万千七十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　七十一万千百十七トン

○財務省告示第八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十万六千三十一トン

二　冷凍牛肉　十五万三百二十二トン

○文部科学省告示第五十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部を改正する告示

リサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「五月十六日」を「四月一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第五十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の一部を改正する告示

放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則（平成五年科学技術庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「五月十六日」を「四月一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第一号

○経済産業省告示第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十六条第三項の規定に基づき、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成二十六年文部科学省・経済産業省告示第四号）の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

経済産業大臣　世耕　弘成

一　イ(1)中「無限責任組合員が、」の下に「東京都の区域を除く区域における」を加え、(8)中「おおむね二十億円」を「十億円」に改め、⑩を⑫とし、⑨を⑪とし、⑧を⑩とし、(5)中「組合契約書に、」の下に「地方投資担当者（当該法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合において、東京都の区域を除く区域に所在する新事業開拓事業者に対する投資を主として行う者をいう。以下同じ。）及び」を加え、「投資事業を主として行う者をいう。」の下に「以下同じ。）」を加え、「氏名並びに地方投資担当者」を「氏名並びに地方投資担当者及び投資担当者」に改め、(7)を(9)とし、(3)から(6)までを(5)から(8)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3)　当該投資事業有限責任組合が、投資対象である東京都の区域を除く区域に所在する新事業開拓事業者の所在する区域と同一の区域に所在する金融機関、地方公共団体等当該区域における当該特定新事業開拓投資事業の適切な実施のために必要と認められる者を構成員に含む諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を置くものであること。

(4)　当該投資事業有限責任組合が、当該特定新事業開拓投資事業の実施に当たり、諮問委員会の開催により、広く諮問委員会の構成員の意見を聴いて参考とし、投資対象である東京都の区域を除く区域に所在する新事業開拓事業者の所在する区域の実情に応じた適切な実施に努めるものであること。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第百十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二第七号を次のように改める。

七　削除

第二第八号ロ②③中「病理部門」を「病理の検査を実施する部門（以下「病理部門」という。）」に、「病理医」を「専ら病理の診断を実施する医師（以下「病理医」という。）」に改める。

第二第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三　削除

第二第十四号ロ①②中「整形外科専門医」の下に「（公益社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を加える。

第二第二十七号及び第二十八号を次のように改める。

二十七及び二十八　削除

第三第十五号を次のように改める。

十五　削除